

IV 総括

1 人権問題（同和問題を除く）について

はじめに

今回の調査では、これまで堺市で定期的に行われてきた人権意識調査にはなかった新しい質問を多く用意した。これらは、生活に即した意識のあり方を明らかにし、行政の施策や教育、啓発の課題を探ることを目的にしたものであり、「ご自分や身近な人の経験」を問うものや「こういう場合、あなたならどう考えますか」といった質問を加えている。

総括の前半部分では、同和問題以外のさまざまな人権問題に関わる市民の経験と意識に関する調査結果をあらためて整理検討していく。本論部分で結果を細かく提示していない問 20 と末尾に設けた自由記述欄の内容についても、この総括部分で結果の整理を行い、そのなかで適宜同和問題にも触れることをおことわりしておく。

（1）回答者の基本属性（P 4～参照）

各設問の検討に先立ち、回答者の基本属性を整理し、読み取りに際しての留意点を確認しておこう。

年齢については、60 歳代以上が回答者の 45.3%と全体の半数近くを占める。この傾向は市全体の人口構成（37.9%）を反映したものであり、回答者中ではその比率がさらに高くなっている。若い年代にとっては仕事や家事・子育てに追われているため、設問数の多いアンケートに回答いただくことは大きな負担となったことが理由として推測される。いずれにせよ、結果の読み取りに際しては、年齢別の違いに十分留意すべきである。

今回の調査には、近年注目を集めている貧困・生活困窮層の増加という問題に留意し、そうした事態が人々の意識に表れているのではないかと、この観点から「暮らし向き」に関する質問を用意した（問 53 P11 図表 1-6）。その結果は、「大変苦しい」、「やや苦しい」あわせて 3 割弱となっている。「ふつう」という回答が半数近くを占めるが、「ゆとりがある」と答えた層は 2 割にとどまり、「苦しい」とする回答が上回っている。過去に行われた調査で同じ質問を用意していなかったため、変化についての推測は控えるべきだが、貧困・生活の不安定化の拡大が市民の生活にも影響を及ぼしつつあり、その表れとしてこの結果を見るべきだろう。ちなみに、図表としては示していないが、職業別に見ると非正規雇用層で「苦しい」という回答率が高く（全体が 29.1%であるのに対して 44.5%）、生活基盤の不安定性が回答の背景にあることがうかがえる。

以下、アンケートの質問順に回答の傾向や留意すべき点を整理していく。調査結果の該当する部分については本論部分に掲載した図表番号を記しているため、あわせて参照されたい。また、煩雑さを避けるため図表は割愛し、関連する数値だけを文中で示した個所がある。

（2）人権に関する意識と経験

「人権に関する考え方」（問 1）（P12～参照）

最初の設問では、「人権について、いろいろな考え方がありますが、あなたはどのように思われますか」と 11 個の項目についての答えを求めた（P12 図表 1-1）。そこから見出せる傾向として、まず「差別を受けている人の問題であって、自分とは関係がない」とする考え方に“そう思わない”（「どちらかといえばそう思わない」を含む。以下、2つの選択肢の回答を合計して示す場合に“ ”を用いる）とする回答が 9 割近くを占め、人権問題を自身の問題であるとする受け止めが広がっていることがわかる。

しかし、多数の同意を得た他の項目を見ると、「権利ばかり主張して、がまんすることのできない者が増えている」（79.9%）、「学校では、権利より、義務を果たすことを教えるべきだ」（63.2%）、「個人の権利より、地域のみんなの利益が優先されるべきだ」（51.1%）など、個人の権利主張が強まることに対する否定的な意識が広

く持たれていることがわかる。

さらに、「競争社会だから、能力による差別が生じるのは仕方がない」(66.9%)、「差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある」(54.6%)の2項目に過半数を超える同意が示されていることから、個人責任を問う意識の広がりを読み取ることができる。

また、「思いやりやさしさをみんなが持てば人権問題は解決する」に“そう思う”と回答した人が7割近いことにも留意しておきたい。

「人権問題への関心」(問2)(P14~参照)

多様な人権問題の分野を示し、それぞれについての関心の有無を答えてもらう問2の答えを見ると(P14 図表1-2)、まず「女性」、「子ども」、「障害者」、「高齢者」という、自分たちに身近なテーマについて“関心がある”という回答が8割以上の高い率となっていることがわかる。また、「犯罪被害者等の人権問題」については、直接関わることが少ないテーマであるにもかかわらず関心度が高く、これは近年の事件報道等を通して注目を集めたことの結果であろうと推測される。

なお、“関心がある”と回答した人のなかには、当該の人権問題に関して否定的な「関心」を抱いている人が含まれる可能性があることにも留意しておく必要がある。

「人権問題で暮らしにくさを感じている人」(問3)(P21~参照)

自分や身近な人が、問2のそれぞれの人権問題に関して暮らしにくさを感じているかどうかを問3でたずねている(P21 図表1-3)。自分も含め「そのような人は身近にはいない」と答える人が多数を占めているが、先に「身近な」テーマとして整理した「女性」、「子ども」、「障害者」、「高齢者」については“感じている”という回答がやや高くなっている。「自分自身が感じている」と答えた人は、「女性」については7.9%(女性だけに限ると9.8%)、「子ども」が6.2%、「障害者」については7.1%、「高齢者」では10.6%(70歳以上に限ると21.8%)となっており、当事者として暮らしにくさを感じている人が無視できない比率でいることが注目される。また、これらの項目については「家族」や「親しい友人」が暮らしにくさを感じていると答える人の率が比較的高くなっていることにも留意する必要がある。

さらに、「外国籍住民の人権問題」、「インターネット上の人権問題」についても、回答率は低いとはいえ、「暮らしにくさを感じている」市民が一定数存在している。

「他人から傷つけられた経験」(問4)(P23~参照)

問4では、「日常生活の中で、他人から傷つけられたと感じたことはありますか」と問うている。続く問5の回答からその内容を知ることができるが、「噂、悪口・陰口」で傷つけられた経験が最多となっている他、体罰や暴力、ハラスメントなども含まれており、これらは「人権侵害」と捉えるべきものである。

「傷つけられたと感じたこと」が「ある」と回答者の4割が答えており(図表2-1)、深刻な実態を表すものと受け止める必要がある。さらに、年齢別では(図表2-1-1)、若い世代で多く経験され高齢層では少ないという顕著な違いが見られる。人権侵害だと気づく感覚、人権意識が若い世代に定着していることの表れとして解釈できる面もあるだろう。

「他人から傷つけられた内容と傷つけられた相手」(問5)(P25~参照)

それでは、「傷つけられたと感じたこと」は、どのような内容なのだろうか。問5は、先の間4で「ある」と回答した人のみが答える設問となっており、本論ではその集計結果を記載している。厳密な結果の集計としてはそれでいいのだが、ここでは市民のうちのどれほどの人がどのような経験をしているのかを把握する手がかりとして、回答者すべてを母数として結果を再集計したものを示す。P171 図表1がその結果であり、「噂や悪口・陰口」の被害を受けた人が29.2%と最も多く、「いじめ・嫌がらせ・仲間はずれ」の22.1%から「インターネットで名誉や信用を傷つけられた」の5.6%まで続いている。これらの項目のすべてが深刻な人権侵害経験であり、

そのなかでも「体罰を受けた」、「暴力や虐待を受けた」と答える人がそれぞれ1割弱という結果について、あらためて向き合う必要があるだろう。

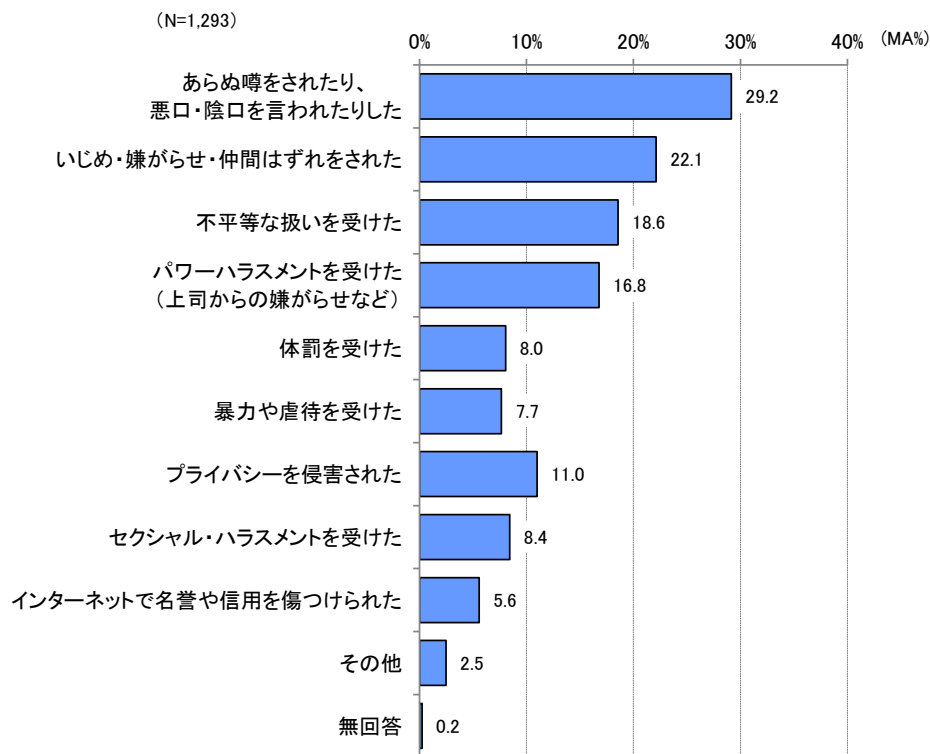
この人権侵害経験については男女の経験の違いにも留意しておく必要がある。問4の結果を性別で見ると「ある」の比率が男性の34.0%に対して女性では45.6%となっており、1割ほど上回っている。その経験の内容である問5の結果を性別に示したP172 図表2を見ると、「噂」や「いじめ」など人間関係のなかで起こる人権侵害が女性に多く経験されており、「セクシャル・ハラスメント」についても、女性の側に被害が多くなっている。

しかし同時に、男性が「傷つけられた」と感じる経験も、「噂」や「いじめ」では女性よりも低いとはいえ2割前後の経験率であり、「セクシャル・ハラスメント」を除いた他の項目については女性とほぼ同じ経験率となっていることが注目される。

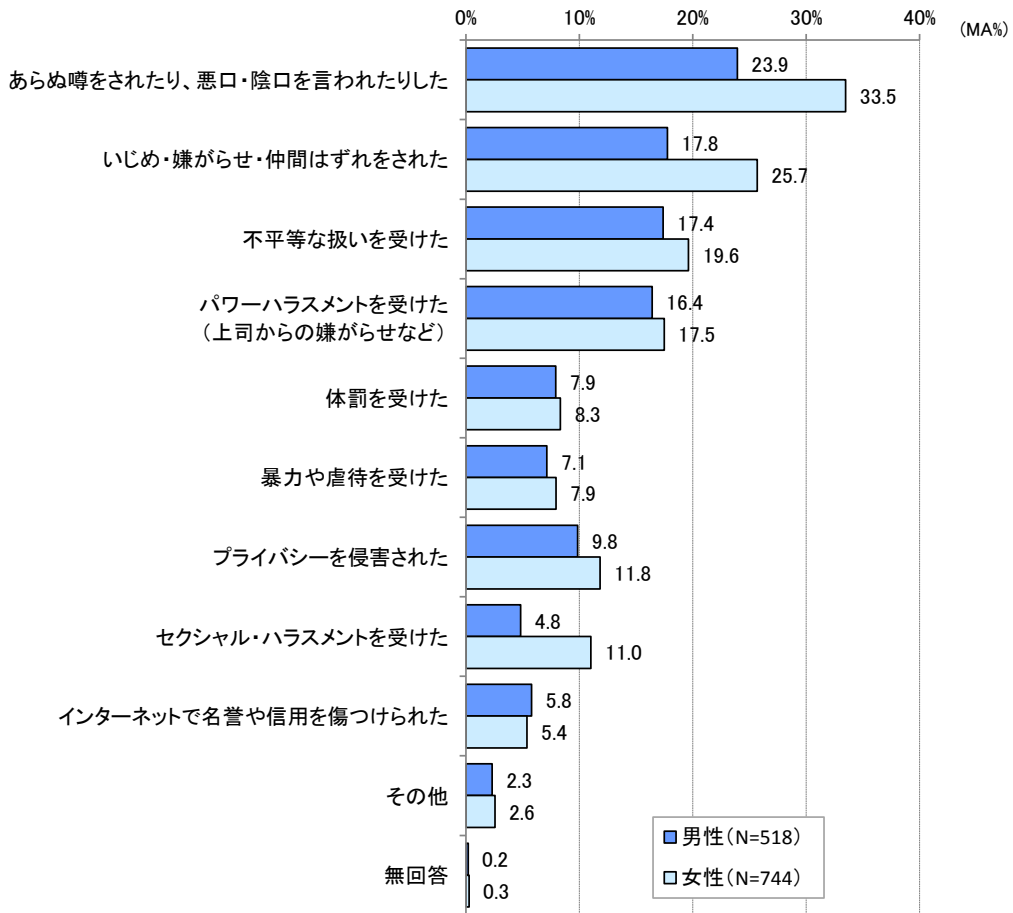
年齢別(P172 図表3)では、全般的に若い層で経験率が高くなっており、20歳代について見ると「体罰」を除くすべての項目で各年代中の経験率が最も高い。「噂」や「いじめ」では半数前後、「不平等な扱い」、「パワーハラスメント」では共に34.9%にのぼっている。生活に占める人間関係のウェイトが高いものになりがちだという若年世代の特性による面もあるだろうが、非正規雇用の増加など労働条件の厳しさから来る「若い世代の生きづらさ」を物語る結果と言えるだろう。

問5ではさらに、人権侵害の内容ごとに、「誰(どこ)から傷つけられたと感じましたか」として8つの選択肢を用意して回答してもらった。その結果からは、特に学校と職場で人権侵害が起きている傾向が見て取れる。さらに、暴力や虐待、プライバシー侵害が家庭内で起きる傾向や、近隣や友人の関係の中でも「傷つけられた」経験が少なからず生起していることがわかる。

【図表1 他人から傷つけられた内容】



【図表 2 性別 他人から傷つけられた内容】



【図表 3 年齢別 他人から傷つけられた内容】

上段(人) 下段(%)		問5											
		問4で、「1.ある」と答えた方にお聞きます											
		他人から傷つけられた内容											
		【複数回答】											
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ		
		り悪あらぬ噂をされたりした、	間いはずれ・嫌がらせ・仲間	不平等な扱いを受けた	が受けられた(上司からの嫌がらせなど)	パワハラを受けた	体罰を受けた	暴力や虐待を受けた	プライバシーを侵害された	セクシャル・ハラスメントを受けた	インターネットで名誉や信用を傷つけられた	その他	無回答
全体	1293 100.0	377 29.2	286 22.1	240 18.6	217 16.8	104 8.0	99 7.7	142 11.0	109 8.4	72 5.6	32 2.5	3 0.2	
年齢別	20歳未満	44 100.0	20 45.5	12 27.3	8 18.2	5 11.4	4 9.1	5 11.4	6 13.6	6 13.6	6 13.6	3 6.8	0 0.0
	20歳代	83 100.0	46 55.4	41 49.4	29 34.9	29 34.9	7 8.4	11 13.3	16 19.3	13 15.7	12 14.5	0 0.0	0 0.0
	30歳代	164 100.0	70 42.7	52 31.7	41 25.0	45 27.4	21 12.8	13 7.9	25 15.2	20 12.2	14 8.5	3 1.8	0 0.0
	40歳代	205 100.0	68 33.2	56 27.3	43 21.0	44 21.5	22 10.7	23 11.2	24 11.7	22 10.7	12 5.9	10 4.9	0 0.0
	50歳代	184 100.0	52 28.3	41 22.3	38 20.7	29 15.8	11 6.0	9 4.9	17 9.2	13 7.1	3 1.6	2 1.1	1 0.5
	60歳代	301 100.0	67 22.3	42 14.0	37 12.3	36 12.0	16 5.3	15 5.0	24 8.0	13 4.3	8 2.7	6 2.0	1 0.3
	70歳以上	284 100.0	50 17.6	39 13.7	38 13.4	26 9.2	22 7.7	20 7.0	26 9.2	20 7.0	16 5.6	8 2.8	1 0.4

「他人を傷つけた経験」(問6)(P29~参照)

今回の調査では、日常生活の中での人権侵害に関して、「他人を傷つけてしまったことはありますか」と自らの加害経験をたずねている。その結果は、明確に「ないと思う」と答える人が16.2%にとどまり、「自分では気がつかないがあるかもしれない」が最多の43.6%となっている。さらに、「あると思う」と「後で気づいた」を合わせると4割に近い。そしてここでも年代間の差は大きく、若い世代ほど自分の加害性に気付いている傾向が見て取れる。

問4、5、6の結果からは、少なくない市民が「傷つけられる」そして「傷つける」経験を重ねていることがわかる(問5は複数回答であり、いくつもの項目に回答する人が少なくない)。冒頭で触れた、暮らし向きが「苦しい」という回答が3割という結果も含めて、生きづらさを感じている市民の存在が浮かび上がって来た。人々の日常生活のあり方そのものにおいて、人権が守られていると感じられていない実態が確認されたと言えよう。

(3) 女性の人権

「女性に対する人権問題についての考え方」(問19)(P64~参照)

性役割、つまり男性・女性それぞれに期待される、あるいは押し付けられる役割についての評価をたずねている(図表4-1)。「理系の大学に行く必要はない」、「早く結婚しないといけない」、「仕事より家庭に専念すべきだ」の3項目については「問題だと思う」とする回答が「問題ではない」を上回るが、「女の子は家のお手伝いをしないといけない」、「妻は夫の姓を名乗るべきだ」では両者がほぼ同率となる。さらに「女性の方が男性より育児や介護などに向いている」と「女性と男性で役割に差があるのは差別ではなく区別である場合が多い」については「問題ではない」という回答が「問題だと思う」を上回るという結果となっている。

従来強固なかたちで存在していた、女性は家庭にとどまり家事育児を担うべき、とする性役割に関する考え方は、家庭の外での活動を許容する方向に変わりつつあるが、結婚後は男性の姓を名乗るべきとする規範意識は転換したとまでは言えず、女性は家事育児を担うべきで、それは適性に合ったもので差別ではない、という、女性がケア役割を担うことを当然とする意識についてはいまだに根強く抱かれていることがうかがえる。

また、若い年代ほど性役割観を問題視する回答率が高くなる傾向が見られ、また、性別で見ると女性の方が問題視する比率が高い。しかし、それぞれの項目について、若年世代でも、そして女性の中でも肯定する層がある程度存在しており、「女性は家庭でケア役割を担うべき」とする性役割観の根強さを物語っている。

「性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられたりした経験」(問20)(P72~参照)

問20では、「あなたは、性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられたりした経験がありますか。もしそのような経験があれば、どのような内容であったか、覚えている範囲でご記入ください」と依頼し、自由に書き込んでもらえるスペースを用意した。こうした「自由記述」の欄は、選択肢を選ぶかたちで答える通常の設問と違い、はっきりした意見や経験のある人が自分の言葉で書き記すものであるため、市民の経験や意識のあり様を推測する素材としては扱いに慎重さが求められる。しかし同時に、自発的に書き記された多様なメッセージを通して、数量的なデータでは探れない意識や経験のあり様、その背景について考える手がかりを得ることができる。問5や問19で整理した意識や経験の状況が、実際の生活のなかでどのようなかたちで現れているのかを知ることができるだろう。

回答欄には「特になし」などの記載が81例あり、それを除いた147例を対象とする。その内訳は、男性46例、男性回答者の8.9%、女性は101例で13.6%であり、女性が上回っている。以下、女性の書き込みを中心に検討していくが、その内容は、大きく仕事に関わるものと家庭に関わるものに2分され、前者が59例、後者が51例(一人が両方の経験について記載している場合は重複してカウントした)で、仕事に関連する書き込みがやや多い。

女性の仕事関係の書き込みを年齢別に見ると、20歳未満はおらず、20歳代から70歳以上までそれぞれ10例

(20 歳代)、15 例 (30 歳代)、15 例 (40 歳代)、3 例 (50 歳代)、9 例 (60 歳代)、7 例 (70 歳以上) であり、比較的若い年代からの書き込みが多くなっている。

内容的に一番多かったのが給料面の格差を記したもので、10 例あり、60 歳代、70 歳以上に多く見られた。それに対して昇格面の不利、「女性は管理職になれない」といった書き込みは 7 例で、こちらは 20、30、40 歳代からのものが多い。「女性と男性では業務内容に差があるうえに女性では役職に就くことは現実的に不可能とされています」(20 歳代) などの書き込みからは、同じ土俵に立てたはずだ、男性と同じように昇進できるようになって当然だ、という女性の期待水準の上昇と、それが実現してはいないという現実を前にした理不尽な思いを読み取ることができる。なお、「キャリアにつながる研修を受けさせない」、「職場で新しい技術などが導入される時など、同じ仕事をしているにもかかわらず講習や習得は男性の方が必ず優先される。女性は補助的な仕事から抜けられない」(ともに 60 歳代) という記述は、表向きの差別はないが、実際面の障壁が設けられていたことを伝えている。

また、採用時の不利についての記載が 4 例あり、「女だから面接で落とされたことがある」(20 歳代) など若い世代 (20 歳代と 40 歳代) からのものである。

さらに仕事の内容面で注目されるのは、「お茶出し」や「そうじ」が女性にだけ課せられている、という書き込みが 11 例見られたことである。そのうち 8 例は 20 歳代から 40 歳代までの若い年代からのもので、最近の職場においても旧来からあった性役割が残っていることがわかる。「後輩の男性社員がいるのに女性がやらされた」、「そうじをしている間、男性は煙草を吸っている」などの記載は、「女はお茶くみ」という性役割を疑問視する意識の高まりを物語っているが、現実の職場には根強く残り続けているのである。さらに、「職場でのそうじ、お茶出しが女性の仕事として当然とされている。女性躍進として男女の仕事が平等化されるが、男性がお茶出しなどをすることはなく、女性の負担が増えている」(50 歳代) という書き込みは、家庭で進行している「新性別役割分業 (旧来からの家事育児に加えて外での仕事も当然とされる状況)」の職場での現れと見ることができるだろう。

職場で男性からかけられた言葉を記したものは 6 例あり、すべて 40 歳代までの若い年代である。「女はハイとだけ言っていればいい」(30 歳代)、「上司から、『女に大事な仕事は任せられない』と言われ、はずされたことが多々ある」(30 歳代)、『女は少々バカでも失敗しても笑えば許してもらえる。だから笑え』と言われた」(40 歳代) などである。さらに、「女性事務員は正社員でもパート扱いで、『女の子』と呼ばれる」(40 歳代) という書き込みからは、上記した「暴言」と呼ぶべき事例が、女性を職場の周縁的な位置に置く日常的な扱いが露骨なかたちで表されたものと解釈できる。

また、上記した事例からわかる周縁的な位置づけは、「結婚・出産を職場で急がされる」、「結婚・出産時に退職を迫られる」、などの経験にも表れている。

それでは、仕事と並んで多くの書き込みがあった家庭に関連するものに注目しよう。年代別に見ると、8 例 (20 歳代)、11 例 (30 歳代)、9 例 (40 歳代)、12 例 (50 歳代)、5 例 (60 歳代)、5 例 (70 歳以上) であり、回答者全体では高年齢層の比率が高いなか、仕事と同様に若い層からの書き込みが多く見られた。

まず年長世代からの、「昭和ひとけたで男の人に逆らえない」、「昭和の生まれですから」、「昭和時代の夫は、妻は家のことを守り、外へ出ることを許さなかった」という書き込みからは、当時の家庭や社会で植え付けられた男女の役割観の強固さがうかがえる。

このように年長世代の女性に強く内面化された「女だから」、「女の子だから」という意識や「女のくせに」と言われた経験を記す例は若い世代にも見られるが、その内容については変化を読み取れる。まず、「女に学問はいらないと言われた」、「4 年制大学への進学を断念した」など教育面の制約経験を記す 5 例は 40 歳代以上の方からのものである。反対に 20 歳代の若い世代からは、「言葉づかいに気を付けろ」「部屋をきれいにしろ」と言われたなどが記されており、制約の度合いは変わってきていることがうかがえる。

しかし、「家事をすべてまかされた」とする書き込みが 20 歳代から 50 歳代の 10 例、それに「家事、育児、介

護すべてを担った」、「夫の両親の世話をするのは当然と言われた」などが6例あり、「家を守るとの考えのもと家事、子育てのすべてを担った」という30歳代の女性の記述がその具体例である。この、「家を守る」という言葉は、「結婚したら仕事を辞めて家に入るべきと言われた」（30歳代）など「家に入る」という言葉とも重なり、「職場や家庭で結婚を急がされた」という経験とも重なるものだろう。

なお、一例ではあるが、「舅から、女は家事をし、外でも元気で働いて当然だと言われた。男は面倒をみてもらって当然だとも」という40歳代女性の書き込みがあった。先に「新性別役割分業」として指摘した意識の表われと言えるだろう。

この引用の後半部分にある、「男は面倒をみてもらって当然」と言われた経験や、「男は家事をやらない」ことについての言及が少なくなかった。「家事」とは別に、「手伝いをさせられた」との書き込みが3例あり、そのうち2例でも、「男の兄弟には言われぬ」と付記されている。「女だから、嫁だからと、男の顔を立てる役割」を求められて腹が立たと20歳代の女性が記しているが、若い世代であっても旧来型の性役割を求められる経験が今なお続いているということだろう。

「男性から先に食事をし、一品多い。『女手があるのに男を働かせて』などと言われる」との記述は30代の女性のものである。そして、「主人は家事をまったくしない。ある日息子が食器の洗い物を助けてくれているのを見た主人が『みっともないことをするな』とやめさせた。私は毎日みっともないことをしているのかとショックを受けました」と記すのは50歳代の女性である。旧来型の性役割は、家庭での日常的な生活の中で次の世代に受け継がれているのである。

最後に、男性が書き込んだ内容を見ていこう。怒りをぶつけるような経験が女性から記されたのとは対照的な内容である。

「レディースデイ、女性専用車両などがあり女性は優遇されている」とする記述が6例、「男性が重いものを持ちたり危険な仕事をしている」と男の側の負担や配慮を記すものが11例あった。ここには、残業、出張、トラブル対応などが男の仕事だったとの言及があり、「向き不向きがあり、男性がきつい仕事を担うのは好都合」という書き込みも4例見られる。

なお、「男は家族を養わないといけない」（50歳代）、「単身赴任等も男性の場合生活のためやらざるを得ない」、「経済的に一家を支える必要があり、つらいと思ったことがある」（60歳代）など、男性をしぼる役割規範を重荷として捉える記述も見られた。

問20は、「性別によって役割を決められたり待遇に差をつけられた」経験を書いてもらう問いとなっているため、不利益を強いられたとの思いや疑問を抱いている人が多数書き込むことになり、「改善されている」、「不利益はない」という記述は少なくなる。事柄の半面だけに焦点が当てられる、という性格は否定できない。先に記した通り、書き込まれた内容から市民の日常生活のあり方の全体像を直接に描くことはできないのではあるが、家庭や職場で押し付けられる性役割や待遇に怒りや疑問を抱いている女性が確かにいること、変化は見られるとしても、新たな様相を加えながら根強く残り続けていることが確認された。

「専業主婦をしている知人は『誰のおかげでご飯が食べられるんだ』と亭主が二言目には言うそうだ。別れたらいいと思うが」（60歳代）、「職場では常にそうでしょ。バカでも何でも男の方がえらい！」（70歳代）という年長層の女性の経験と思いは、姿を変えつつも若い年代に引き継がれていること、そして、男性の多くは、女性の置かれた状況や思いに気づいていないことに、あらためて留意する必要がある。

そしてもう一点、各世代の女性の書き込み、「声」を比較して見えてくることは、「昭和の生まれですから」という最年長世代の声と若い世代の違いである。若い世代からは「変わったはずなのに障壁はそのままだ」と苛立つ思いが書き記されているが、家庭内の役割分業についての嘆きを含め、壁の存在を認識し理不尽さへの思いを吐き出すまでに意識が変化したことは、たとえば「男女雇用機会均等法」を成立させた女性たちの営みがあったこそであり、遅々とした歩みではあっても、確実に状況を変えてきた成果として確認されるべきだろう。

「恋人や配偶者間での人権侵害」（問21）（P76～参照）

問 21 では、恋人や配偶者の間でのさまざまな行為が人権侵害に当たるかどうかをたずねた（図表 4-3）。その結果は、「大声でどなったり物を投げつけたりする」、「生活費を渡さない」、「何を言っても無視する」、「携帯電話の通話やメール、手紙などを勝手に見る」、「避妊に協力しない」の各項目で 6～7 割の人が「人権侵害だと思う」と答えている。なお、「避妊」への協力については、男女の意識差が顕著（男性の 55.4%が「人権侵害だと思う」と答えているのに対して女性では 67.9%。図表 4-3-5）である点にも留意すべきである。

このように、男女関係のなかの人権侵害について問題視する傾向が見られる半面で、残る 2 項目「自分のいないところで相手が友人と外出することを制限する」、「相手を『自分が守ってやらないとだめな人間だ』と決めつける」については、「人権侵害だと思う」人が 3～4 割に減り、2 割近くが「人権侵害ではない」と回答している。

後者の 2 項目について注目すべき点は、年齢別に見た結果（図表 4-3-1・4-3-2）で、「人権侵害ではない」とする回答が 20 歳代、30 歳代という若い年代で 2～3 割を占め、他の年代よりも多いという傾向である。1 割弱と低いものではあるものの、若い世代で是認する率が高くなるのは他の項目でも見られる傾向であり（図表 4-3-3 から 4-3-8）、この点について十分な検討が必要である。パートナーとの関係について、互いに拘束し合うことが愛情の表れだと捉える意識、男女の間に上下関係があって当然とする意識が一部に残っており、さらに若い世代で広がっているとすれば、「デート DV」や結婚後の家庭内の暴力やハラスメントにもつながる危険性がある極めて重要な知見だと言わなければならない。

（4）子どもの人権

「児童虐待だと思う行為」（問 22）（P81～参照）

児童虐待に関連する問 22 では、6 つの行為をあげ「児童虐待だと思うか」たずねている（図表 5-1）。その結果、「十分な食事を与えない」については 94.0%が「虐待だと思う」と答えているが、「保護者が子どもにポルノ写真を見せる」、「家や自動車内に置き去りにする」では 8 割に下がる。さらに「保護者が子どもにしつけと称して暴力をふるう」、「子どもの前で家族に対して暴力をふるう」の 2 項目では 7 割前後にとどまり、かわって「場合によっては児童虐待ではない」という回答が 2 割を超える結果となっている。子どもに対する暴力行為に関して許容的な意識を持つ層が無視できない比率で存在していることを示しており、さらに、「子どもに対し『～してはダメ』など否定的な言葉ばかり使う」ことを虐待だとする答えは 1 割強にとどまり、2 割の人が「児童虐待ではない」と答えている点も合わせて、啓発面の課題とすべきであろう。

なお、年代による大きな違い、傾向は見られないが、幼少期の子どもを育てている人が比較的多いはずの 30 歳代において「否定的な言葉」、「しつけと称しての暴力」の 2 項目で許容的な回答率が高まる点が気にかかる結果である。生活面の余裕のなさ、子育て面での支援の不足がこうした意識につながっている側面があるのではないだろうか。

「子どもに対する人権問題についての考え方」（問 23）（P85～参照）

児童虐待の問題に続き、問 23 では子どもの権利に関連する項目について問題だと思うか否かをたずねた（図表 5-2）。「わがままになるので、子どもの権利を認めるべきではない」、「子どもの様子を知るために、親は子どものメールや手紙などを勝手に見てもよい」、「親の期待通りに育つような教育を、子どもに受けさせたい」の 3 項目では、4～5 割が「問題だと思う」と答え、それとほぼ同じ割合で「場合によっては問題ではない」という答えとなっている。さらに「子どもの成長を思っで行うしつけならば、ある程度の体罰はやむを得ない」で 32.2%、「親から見て好ましくない場合は子ども同士の付き合いを制限してもよい」が 21.1%、「子どもは未熟なので、親などの保護者の助言や意見に従わせるべきだ」では 15.3%と「問題だと思う」の選択率が低下し、「場合によっては問題ではない」とする回答が 5～7 割を占めている。さらに、「期待通りに教育」を含む後者の 4 項目では、1 割強の人が「問題ではない」と回答しているのである。

子どもの権利に関して、「場合によっては」と条件付きで制限されることを認める意識が多数派であり、特に

「成長を思っているしつけならば」体罰を容認する人が6割を超えるという結果は、児童虐待問題の広がりや踏まえるならば深刻な問題をはらんでいると言わざるを得ない。また、先の間22で指摘したのと同様に、「親や保護者の助言や意見に従わせるべき」、「メールや手紙を見てもよい」、「ある程度の体罰はやむを得ない」の項目で30歳代に「問題ではない」として容認する回答が多くなっている（図表5-2-1、5-2-5、5-2-8）。

（5）障害者の人権

「合理的配慮についての考え方」（問24）（P90～参照）

障害者の人権に関連する設問としては、障害者差別解消法の施行に伴い広く求められることになる、障害者への「合理的配慮」についての考え方を問24でたずねた（図表6-1）。その結果は、「重要だ」が60.9%、「どちらかといえば」を合わせると9割を超える人が「重要だ」と答えており、年齢別で見ると若い世代ほど肯定的な回答が多くなっている（図表6-1-1）。

ただし、職業別の結果で特に気になるのは「官公庁」勤務層で「重要だ」という回答率が低い点である（図表6-1-2）。官公庁は2016（平成28）年度から「合理的配慮」が義務付けられることになっており、現実的な「とまどい」がそうした結果につながっているのではないだろうか。これは、「重要ではない」と答えた人にその理由をたずねる問25の選択肢のなかで、「何が適切な整備や配慮になるのかわからない」が最も多く選択されていることからもうかがえる（図表6-2）。官公庁、学校を含め、すべての職場、事業所で「合理的配慮」に関する情報提供、学習の機会が確保されることが求められる。

「障害がある場合に日本で安心して暮らせるか」（問26）（P93～参照）

「あなたにもし障害がある場合、今の日本で安心して暮らせると思いますか」とたずねた問26の結果は、「はい」が19.3%にとどまり、障害者にとって生きづらい社会であるという認識が共有されていることがわかる（図表6-3）。

「障害がある場合に日本で安心して暮らせないと思う理由」（問27）（P95～参照）

続いて、「いいえ」つまり「安心して暮らせない」と答えた人にその理由をたずねた問27の結果は、日常生活の支援や設備の不備、経済的な支援や就労の場の不足が5割前後の選択率であり、それらよりも多く選択されたのが「障害者に対する人々の理解が進んでいないから」の67.1%であった（図表6-4）。回答者の多くは現在障害がない人であると考えられ、その多くが、自分が障害者となった場合に生きづらさを予想する理由が「理解不足」であるという結果は興味深い。あくまでも推測の域を出ないが、高齢者の場合はどんな生活となるのか予想が可能で人々の理解が進んでいるからある程度のサポート体制も実現するだろうが、障害者についてはどんな生活となるか想像することがむずかしく、また、人々の理解が進んでいないために孤立を強いられたり必要な社会的サポートが実現し難いのではないかと、という論理があるのではないだろうか。

多くの人々にとって身近で障害者に接する機会は多くないのかもしれない。学校、地域、職場の日常生活のなかに障害者があたりまえに存在する社会こそが、障害者への理解を深め、人々の不安を取り除く方策の一つであることが示唆される結果である。

（6）高齢者の人権

「高齢者虐待だと思ふ行為」（問28）（P97～参照）

「次のような行為は高齢者虐待だと思ふますか」とたずねた問28では、「どなりつける」、「おもしろくないように水分を控えさせる」など身体的精神的な苦痛を与える行為について6～7割が「虐待だと思ふ」と回答しているのに対して、「認知症だからと日常的に必要な金銭を渡さない、使わせない」、「年金や預貯金を家族が管理し、本人の希望通りに使わせない」、「徘徊しないように、部屋に鍵をかける」という3項目については、「虐待

だと思う」との回答が2～3割と低くなる（図表7-1）。これらは、高齢者本人ばかりでなく周囲の人間へも不利益をもたらすことから制限せざるを得ない、との考えからであろうか。

「高齢になったときに安心して暮らせるか」（問29）（P102～参照）

障害者についてと同様に、「あなたは、高齢になったときに安心して暮らせると思いますか」と問29でたずねた（図表7-2）。その結果は、多くの人が「いいえ」と答えている（80.4%）。質問文には「高齢者の方は、今の状況をお答えください」と付記している。年齢別の集計では70歳代以上で「いいえ」が65.8%であり、現役の高齢者の多くも「安心して暮らせていない」と評価しているのである（図表7-2-1）。

「高齢になったときに安心して暮らせないと思う理由」（問30）（P104～参照）

若い世代の多くが老後に不安を抱き、現在の高齢層も安心して暮らせないと評価する理由としては、「経済的保障」、「保健、医療、福祉サービス」、「働ける場」といった実際的なニーズに関連するものが多く選択されている（図表7-3）。

（7）外国籍住民の人権

「外国籍住民への差別だと思ふ行為」（問31）（P106～参照）

7つの行為について「外国籍住民への差別だと思ふですか」とたずねた問31の結果は、「選挙権がない」ことについては半数近くが“差別ではない”とし“差別だと思ふ”との回答とほぼ同率となっているのに対して、「就職活動や職場で不利な扱いをする」、「家や部屋を貸すのを拒否する」など他の項目については“差別だと思ふ”と考える人の割合が7～8割となっている。ただし、その半分以上を「どちらかといえば」という回答が占め、“差別ではない”とする回答も1～3割ほどの比率である（図表8-1）。

年齢別では、「選挙権」と「日本の生活習慣、しきたりや慣習に無理にしたがわせる」を除く項目で、若年層ほど「差別だと思ふ」回答が多くなっており、地域社会レベルでの国際化の進展の結果や若年層の人権意識の広がりを示すものと解釈できる（図表8-1-1から8-1-7）。

「外国で住むことになった場合、その国の人に希望する対応」（問32）（P111参照）

自分に即して事柄を考えてもらう質問として、「あなたが外国で住むことになった場合」を想定してもらい、先と同じ項目について「その国の人からどのように対応してもらいたいですか」と問32でたずねている（図表8-2）。その結果、「選挙権」については先の間31と同様に求める人と求めない人が相半ばするのに対して、部屋の賃貸、就労、社会保障で「不利な扱いは受けたくない」という回答が多数を占める。先の「外国籍住民への差別だと思ふか」への回答と比べてみると、差別のない扱いを求める比率や求める度合いが高くなっているのである。

この違いをどう考えるべきだろうか。「自分については平等な扱いを求める」傾向について「自分の都合を優先する」姿勢と非難することもできるが、そうではなく、平等な処遇を求めるのはその社会で生活するうえで当たり前のことであり、「あなたが現在日本にいる外国人の立場であったらどう思うか、何を願うか」と問いかけ、再考を促すようなアプローチが啓発や教育の場で有効であることを示唆する結果として注目したい。

もう一点、「その国の生活習慣、しきたりや慣習を押し付けられない」、「日本の文化を理解してもらいたい」と「その国の人」に求める人の率は、住居、就労、社会保障の分野に比して低くなっている。問31での外国人への姿勢についても、文化を理解せず、日本の生活習慣に従わせることを“差別ではない”と評価する人は3割ほどいた。「多文化共生」や「ダイバーシティ」といった言葉が使われ始めているが、「郷に入れば郷に従う」ことを良しとする意識が、それらの理念の実現を阻む要因となるのかもしれない。

「戦前、日本が朝鮮半島などにおいて植民地政策をしていたことの認知状況」（問33）（P112～参照）

日本社会における外国籍住民の人権問題を考える際、オールドカマーである在日韓国・朝鮮人の存在が重要で

あり、問 33 では、この問題を考える際の不可欠の土台である、戦前の日本による植民地政策についての知識がどれだけ共有されているかをたずねた(図表 8-3)。その結果は、植民地政策をしていたことを「よく知っている」人が 19.9%、「少しは知っている」の 51.7%を合わせて、7 割を超える人が“知っている”と回答している。ただし、年齢別に見ると 20 歳未満を除いて若い年代ほど「よく知っている」率が低くなっている(図表 8-3-1)。国内の外国籍住民の人権問題だけでなく、近隣諸国との良好な関係を構築するためにも、国民の間に近現代の歴史に関する知識が共有されていることが必要な条件であり、こうした傾向は憂慮すべきものである。

「ヘイトスピーチに対する考え方」(問 34) (P114~参照)

近年の国内における外国籍住民の人権問題を考えるうえで、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」を無視することはできない。本調査では、問 34 でこの問題についての市民の評価を問うている(図表 8-4)。

「問題であり許されないとする」回答が 25.6%、「表現や言論の自由があるので許さざるを得ないが、共感はしない」が 23.2%で、半数の市民が否定的に捉えていることがわかる。しかしながら、「問題はあると思うが、共感するところもある」という選択肢を選んだ人が 24.4%、少数ではあるが「問題はない」と評価する 2.6%を合わせると 4 分の 1 を超える結果に注目せざるを得ない。年齢別に見ても、各年代の回答分布は大きくは変わらず、「共感」する層は各年代に同じ幅で存在するのである。(図表 8-4-1)

問 34 で評価をたずねたのは「在日韓国・朝鮮人へのヘイトスピーチ」と限定しており、その回答は日本の植民地支配に関する知識の有無と関連していることが予想される。そのクロス集計の結果を見ると(図表 8-4-2)、「問題であり許されないと評価する比率は知識の程度と正の相関をしており、「知っている」人ほど「許されない」とする率は高まる。しかし同時に注目されるのは、「共感するところもある」率も同様の関連を示す点である。戦前の日本と朝鮮半島の歴史について、そしてまた戦後の在日韓国・朝鮮人が置かれた状況についてどのような知識が流布しているのか、その問題に注目せざるを得ない。そして、「共感するところ」とはいったいどのような内容なのか、その点も解明されるべきである。本論の末尾で、再び取り上げることにする。

(8) さまざまな人権問題

「特定の疾患の方に対する人権問題についての考え方」(問 35) (P117~参照)

問 35 では、「エイズ患者・HIV 感染者、ハンセン病回復者」に対する行為への評価を問うており、医療、日常のつきあい、居住、就労、施設利用についての拒否を「問題だと思う」とする回答が 6~7 割を占めている(図表 9-1)。ただ、「周囲から結婚を反対されたり、離婚をせまられる」については「場合によっては問題ではない」との回答が 4 割以上を占めており、結婚、家族形成をめぐる問題に関わることがらについては差別を是認する意識が広がりをもっていることをうかがわせる結果である。

「犯罪に関する人権問題についての考え方」(問 36) (P121~参照)

犯罪に関する人権問題についての考え方を問う質問(図表 9-2)の結果では、先に問 2 で見たのと同様、犯罪被害者をめぐる権利保護を支持する回答が多数を占めている。しかしその反面で、容疑者の権利を保護する考え方について「場合によっては」を含め賛同しないと回答が過半数を占めており、「凶悪犯罪の容疑者であっても、罪を犯したと疑う十分な理由がなければ逮捕できないのは当然だ」について「そう思わない」と 14.2%の人が回答している。「冤罪」や裁判のやり直し事例が今日なお見られるだけでなく、密室での自白の強要やハイテク技術を用いた捜査手法が問題視されていることを踏まえると、バランスを欠く傾向として留意する必要があるだろう。

「インターネット上の人権問題に遭遇した経験」(問 37) (P125~参照)

先の間 5 では、「インターネットで名誉や信用を傷つけられた」人の割合は全体の 6%ほどであったが(P171

図表 1)、近年生活のあらゆる領域に急速に浸透しているメディアであるインターネットでどのような人権問題が生起しているのかを把握することは非常に重要な課題であり、あらためて問 37 でたずねている (図表 9-3)。そこで問うているのは、自身が直接に経験する人権侵害ではなく、人権侵害に当たる情報に受け身的に接触する経験であり、そちらの側面も重要であることは言うまでもない。

その結果、インターネット端末で人権問題にあたる内容を「見たことがない」とする回答は 61.1%である一方、「個人を特定した悪口」、「未成年の犯罪についての実名や写真」、「プライバシーを侵害する内容」などが不特定多数の人々にアクセス可能なかたちでさらされていることがわかる。「どこの地区はこわいなど差別を助長させる内容」や「特定の地域に住む人についての悪口」など、部落差別に関連するケースが含まれることも予想される情報を 1 割前後の人がネット上で「見かけたことがある」という結果も無視できない。

なお、インターネットの利用は年代によって大きく異なっており、50 歳代以上では「見たことがない」率が 7~8 割と高い。そもそも使っていない、あるいは主な用途がメールなどに限定されているからではないだろうか。それに対して若い年代ではそれぞれの項目について経験率が高く、たとえば 20 歳代の 4 割がネット上で「差別を助長させるような内容」にふれているのである (図表 9-3-2)。

なお、続く問 38 で「書き込みや内容を見た後」の行動をたずねているが (図表 9-4)、「何もしなかった」人が 9 割を占める他、「家族や友人・知人などと話題にした」人も 1 割となっている。悪意、偏見に満ちた情報にふれても、そのままに放置され、あるいは周囲の人に伝えられることでさらに拡大している事態を物語る結果と言えよう。市民の人権意識を検討する際、インターネット上の情報に注意を向けることが非常に重要な課題である。

「性的少数者に対する支援の広がりについての考え方」(問 40) (P132~参照)

もう一つ近年注目を集めている人権問題として性的少数者の存在をあげることができる。問 40 では性的少数者への支援の広がりについての賛否をたずねている (図表 9-6)。その結果、消極的賛同が多いとはいえ、あわせて 6 割が「賛同する」と答えている。また、若い世代ほど「賛同」の率が高まる傾向が明確に見られ、今後も支持が広がって行くことが予想される。(図表 9-6-2)

「家族に性的少数者であると告白された場合の理解」(問 41) (P134~参照)

これに関しては、自身の問題として考えてもらう項目として、「賛同する」と答えた人に対して家族員が性的少数者だと告白した場合に理解者となることができるかどうかを問 41 でたずねており (図表 9-7)、「できると思うが、自信はない」(53.0%) が「できると思う」(33.7%) を上回っている。とまどいつつも理解を示そうとする姿勢が現われた結果だと言えよう。

「地球規模の問題についての考え方」(問 42) (P136 参照)

多様な人権問題を取り上げた一連の質問の最後に、問 42 で「地球規模の問題についての考え方」をたずねている (図表 9-8)。その結果は、他国の戦争や地球環境の問題に「関心をもつ」、「意識すること」は「重要だ」という回答が多数を占めるが、国による経済支援や難民支援、個人的な不買行動といった具体的な項目への支持はそれほど高くないという傾向が見られる。

(9) 人権教育と啓発活動

「人権に関する宣言、法律、条約等の認知状況」(問 43) (P137~参照)

今回の調査の後半部分では、人権教育と啓発活動についていくつかの質問でたずねている。まず、人権に関する 9 つの宣言、法律、条約や制度について認知状況をたずねた問 43 の結果を見ると (図表 10-1)、「知らない」という回答が「世界人権宣言」では 25.7%と比較的低いのを除き、他のすべてで「知らない」が最も多くなっている。なかでも、身近なテーマに関連しており、比較的最近話題になった「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「障害者の権利に関する条約」について「知らない」が半数前後にのぼり、「どんな内容か知っている」

人は1割前後であることは、人権教育や啓発活動の課題として留意されなければならない。

「人権についての学習の経験」(問44)(P143~参照)

続いて、人権についての学習経験を検討する。まず問44で、人権についての学習経験とその場所をたずねた(図表10-2)。小学校、中学校で学んだとする回答が4割を下回る結果となっているが、それは年代によって教育経験が大きく異なっているためである。年齢別の結果を合わせてみると(図表10-2-1)、高齢層では「受けたことはない」、「はっきりと覚えていない」という回答率が高く、小中学校で学んだ人も1割前後にとどまる。一方の若い世代では、小学校で学んだ人が7割前後、中学校ではそれよりもやや低い率とはなるが、学校で人権教育を受けたという人が多数を占めている。職場の研修については30歳代以上の勤労世代で2割を超えており、また自治体や市民団体が行う講演会や研修は年齢の高い層の学習機会となっていることがわかる。

さらに回答者の職業別に見ると(図表10-2-2)、職場の研修が行われているのは官公庁、学校と大企業にとどまっていることも浮かび上がる。

若い年代で「はっきりと覚えていない」という回答が1~2割を占め、小中学校、高校で「学んだ」という項目を選択しなかった人が少なからずいるという結果に留意する必要がある、また、学校以外の学習の機会が若い世代も含めて広がることも検討すべき課題である。

「人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の場」(問45)(P146参照)

続く問45では、先の間いで人権について学んだ経験があると答えた人(「はっきりと覚えていない」、「受けたことはない」を除く)に、「人権意識を高めるうえで特に良い内容だったものはどれですか」とたずね、まず学習の場を答えてもらった(図表10-3)。結果は、「小学校で学んだもの」が38.4%と最も高く、中学での学びがそれに続いている。早い段階での人権学習の重要性、逆に言えば中学校以降の段階での教育内容の工夫が求められる結果と言うこともできる。また、「職場の研修で学んだもの」をあげる人も2割を超えている。成人対象の人権教育の場としての自治体や市民団体が行う講演会や研修を回答する人の率は低くなっているが、これはそもそもそうした機会の経験自体が少ないことの表れであろう。

「人権意識を高めるうえで良い内容であった学習の分野・手法」(問46)(P147~参照)

人権教育を受けたことのある人のうち先の間45で「良い内容だと思うものはなかった」と回答した1割を除く人に対して、「良い内容だった」とする分野を答えてもらった(図表10-4)。

その結果は、他を引き離して「同和問題」が高く8割近い回答率となっている。年齢別にみると、年長世代では「同和問題」の回答率が高いのに比して他の人権問題の率は低い。一方の若い年代では「同和問題」以外の人権課題について選択する率が高くなっており、20歳代で最も高いのは「障害者の人権問題」(62.3%)である(図表10-4-1)。20歳代という、直近で学校教育を経験した世代は、「同和教育」から「人権教育」と名称が変わり、同和問題だけでなく多様な人権問題を取り上げ教えられた世代に当たり、その変化の現われと考えることができる。

問46では、分野と合わせて手法についてもたずねている(図表10-5)。この結果を見ると、「教師や学識者による授業、講義・講演」が他を引き離して8割近い回答となった。ただし、それぞれの手法を経験した人のなかでの評価をたずねたものではないため、他と比べて効果的な手法について選択した結果と解釈することはできない。回答者がこれまで経験してきた人権教育の多くが「授業、講義・講演」という手法を採用していたことの表れと解釈するのが妥当ではないだろうか。

「人権意識を高めるうえで良い内容だと思う学習がなかった理由」(問47)(P152~参照)

次に、問45で「よい内容だと思うものがなかった」と答えた人に、その理由をたずねた問47の結果を見る(図表10-6)。『差別はいけない』という表面的な内容だったからが51.1%で最多の選択であり、「同じ話の繰り返し」、「あらかじめ結論ありき」、「自分にはどうすることもできない問題だと思った」などの回答が続いている。

「よい内容だと思うものがなかった」と答えた人が全体の1割にとどまるとはいえ、人権教育や啓発活動をより効果的なものにする上で手がかりとすべき知見であろう。

(10) 市民の経験と人権意識

自由記述の内容

調査票の末尾に、「堺市の人権施策・人権教育に関するご意見、ご要望等がありましたらご記入ください」として自由記述欄を設けた。この欄に記入があったのは1293票中の189票(15%)であり、回答者の一部にとどまる。さらに、記された内容は多岐にわたるもので、問20と同様、その内容から市民の経験と意識を数量的に推測することはできない。

しかしながら、自発的に、そして自身の言葉で書かれたメッセージであることから、個々の市民が強く伝えたいと考えている内容であり、特に同様の記述が複数見られる場合には、市民の意識と経験を捉える素材として重要な手がかりとすべきものと考えられることができる。

共通する内容が記されたもののうち最も多かったのが、同和地区の人々や生活保護受給者が「優遇されている」、「逆に差別されているのは自分たちの側だ」といった記述である。数としては34例にのぼる。ここでは、そうした「逆差別」意識のあり様と背景について検討する。

生活保護受給者に言及するものはそのうちの7例。「生活保護に対して甘過ぎる。最低限の支援でよい」、「生活保護を受けている知人でパチンコで時間をつぶしている人がいる。その人達のために少ない給料から税金を引かれるなんてやってられない」などの記述が典型的な内容である。

続いて、同和地区の人々が不当に優遇されていることを非難する記述は25例にのぼる。『差別だ』と言って優遇されている、甘えている」という記述とセットで「行政の甘さ」に言及するケースもある。そのうち、具体的な事象として「団地の家賃が他と比べて安い」という指摘が8例見られた。「平成のこの時代でも住民の家賃が破格に安かったり自動車教習所がタダになるとかはもうやりすぎ」という記述が典型例で、過去に同和対策事業として実際になされた住宅や就労面の格差是正のための措置が今日でも継続されている、との認識からの記述である。しかし、段階的に縮小されてきた同和対策事業は2002年をもって終了しており、これらは誤った認識にもとづくものと言える。さらに興味深いのは、そうした情報の出所について「聞いたことがある」、「よく耳にする」といった記載が5例ある他、「詳しくは知らないが」という書き込みも見られた。

過去の見聞がそのまま認識の土台になっていたり、今日も流布される誤解を伴う情報が正しいものとして受け取られている傾向が読み取れる。その「誤り」を指摘することよりも、正しい認識、情報が伝えられてこなかったことこそ課題として取り上げるべきではないだろうか。

なお、34例について年齢別に見ると、20、30歳代は合わせて3例で、大半は40歳代以上である。また、「暮らし向き」では「ゆとりがある」、「ふつう」、「苦しい」がそれぞれ9例、13例、12例という分布である。自分の生活が苦しいなか「優遇されている」ように見える人に対して非難の意識が向けられる、という側面に加えて、安定した生活を実現している層にとっては、「自分は頑張ってきた。優遇されている人は甘えているだけだ」という自己責任論や、今後の生活の見通しが立てにくいなかでの不安と不満の「はげ口」としての非難の意識という側面もあるように思われる。

調査結果の総括

多様な分野にわたる多くの質問の回答結果から見えてきた、人権にかかわる市民の経験や意識のあり様と課題について最後にまとめておきたい。まず見えてきたのは、さまざまなかたちで「生きづらい」状況が広がっていることである。「傷つけられた」経験、体罰や虐待までもが、家庭や学校、職場で生じている。そして、日々「苦

しい」と感じ、また将来に不安を抱きつつ暮らしている市民の存在が浮かび上がって来た。さらに、性役割の押し付けを耐えがたい制約と感じている女性の声も伝えられた。暴力を容認する意識や男女間の上下関係を当然視する意識が一部に持たれていることも気がかりな点である。

同和地区に対する誤解について先に指摘したが、生活保護受給者への非難も、制度に関する正しい認識からのものではなく、一部の事例を見聞きして、生活保護受給者全体に一般化しているものである。ヘイトスピーチへの「共感」も、誤解にもとづく部分が大きいのではないかと。そして、そうした非難の声の背後には、直接に経験されている生活の苦難や将来への不安が存在していることが推測される。

冒頭に指摘した、権利主張を否定し、個人責任と自助努力を良しとする意識の広がりや、生活苦や不安・不満を弱者への非難という形で表出させ、結局のところ自分も含め皆が「生きづらい」状況を作り出してしまう側面があるのではないだろうか。

こうした、人々の生活のなかで人権が守られていないという状況を前にして、「知ること」の意義を強調しておきたい。自分自身が、そして周囲の人々がどのような生きづらさを抱えているのか。ここでは女性の苦難について生の記述を紹介したが、そうした声に耳を傾けることで初めて、生きづらさとそれを強いる社会のあり方について認識することができる。また、この調査でも項目としてあげられているさまざまな法律、条約、宣言は、人々が生きづらさを解消し、人権の確立を願って闘いとして来た成果である。その歴史、経過を学ぶことによって、自分たち自身が生きづらさから抜け出すことが可能なのだと知ることができるだろう。

「知る」べきテーマ、教材は身近にいくらでも見つけることができる。女性についても、子どもの人権も障害者の権利についてもいいだろう。そして、見えにくくなりつつある同和問題についても、残念なことに差別が残存しているからこそ、正しい知識が伝えられるべきであり、同和对策事業を実現させた人々の闘いや、現在も多様な形でとりくまれている地域を基盤にした活動などが、市民にとっては文字通り生きた教材として活用することができるのではないだろうか。

おわりに

自由記述欄には「こうした意識調査そのものがムダだ」、「税金の無駄」という批判的な書き込みも見られた。これらは、調査の結果がどう扱われ市政に反映されているのかが見えないという不満の現れと読むべきではないだろうか。さらに、「この調査を活用してほしい」との書き込みも見られた。最後に、その方策について記しておきたい。

まず、市行政としての活用策としては、市内部の関連するセクションがこの結果を共有し、検討する機会を設けることが考えられる。この調査で扱った「人権」の領域はその多くが福祉の分野と重なる。「男女共同参画」や「多文化共生」施策を進める部署の業務とも関連が深い。教育委員会や教職員の団体も含め、それぞれのセクションの担当者がこの結果をどう受け止め、今後の施策にどう活かそうとするのかについて検討する場を設定し、その成果をあらためて市民に伝える努力が求められる。「人権意識調査は人権部だけが関係する仕事」ととどめてはならない。

また、直接市民に結果を発信し、日常生活と人権問題を考えてもらう素材を提供することも重要な課題である。市の広報、人権啓発パンフレットなど多様な媒体で発信することに加え、講演、研修等の広範な機会を通して、市民が自身の生活を振り返りながら人権課題に気付き、生活をよりよい方向に変えていくために自らが行動を起こすきっかけを提供することが求められている。